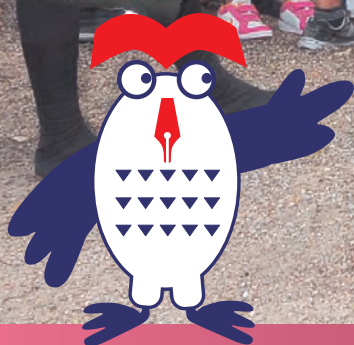




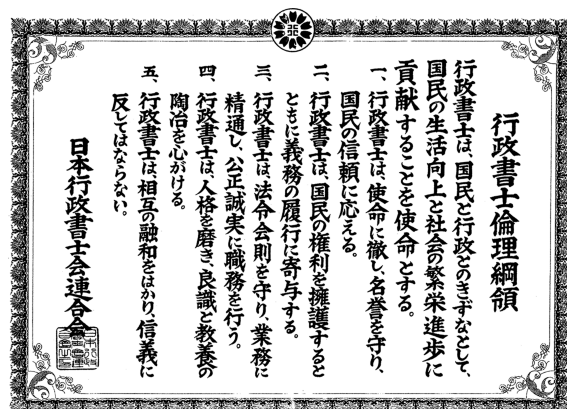
愛知

- 平成31年新年賀詞交歓会
- 公証人法施行規則改正に伴う説明会
- 特定行政書士ブラッシュアップ研修



目次

「不惑の四十代」は惑わないのか	常務理事 川村 浩史	1
平成31年新年賀詞交歓会		2
公証人法施行規則改正に伴う説明会		4
特定行政書士ブラッシュアップ研修		5
愛知県行政書士会親睦ゴルフ大会の開催について		5
民法はこう変わる ⑧	名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子	6
中小企業の海外取引における法的支援	弁護士 下出 太平	9
部長さんに聞いてみよう		12
お知らせコーナー 平成31年度役員改選に関するお知らせ		14
ライブラリ研修動画一覧		16
ライブラリ研修申込書		18
業務相談会のお知らせ		19
業務相談会申込書		20
会員訪問記（一宮支部 内藤 広子会員）	会報委員 奥 智子	21
各支部研修会のご案内		22
支部だより		24
事務局だより		34
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		36
コスモスあいちコーナー		40
あとがき		41



「不惑の四十代」は惑わないのか

常務理事 川村 浩史

四十代を迎えた頃から、やけに「不惑」という言葉が気にかかるようになりました。論語に出てくる孔子の言葉の一節ですが、孔子が自らの人生を振り返り、心境の変化を弟子に語った内容であると共に、人生の転機を表す名言として語り継がれている言葉です。

古典をしっかりと勉強したわけでもない自分が気にかかってしまうのは、「四十にして惑わず」どころか、四十半ばにしても迷う事、戸惑う事ばかりだからです。仕事でも家庭でも日々湧き起こる大なり小なりの問題について悪戦苦闘していると、「“不惑、”というけれども自分はまるでその境地には至れそうもないな。」と、つい考えてしまうのです。

同時に、この言葉に疑問も感じてしまいます。この一節の後に続くのは「五十にして天命を知る」だからです。「天命を知るのが五十頃なら、もう少し人生悩ませておいてくださいよ。」と誰に言い訳するでもなく言いたくなります。

最近になって、「不惑」には少し違う解釈があることを知りました。「惑」は古代中国の城壁や囲いをあらわす「或」という字が基になっていて、「不惑」は「自分の枠にとらわれず、より新しいことに挑戦しなさい。」という意味にもとれると言うのです。

それを知って以来、自分はこの解釈で行こうと決め、「不惑」という言葉に感じる後ろめたさが、少し前向きなものになりました。

我が愛知県行政書士会は、制度発足より70周年に近づいています。個人で言えば七十代、「従心」といわれています。「心の思うままに行動しても道理を外れない」というような意味です。少し独自に解釈を加えると、「会員同士が心の思うままに議論しても、会は道理を外れない」というのがひとつの理想ではないでしょうか。

自分自身がその境地に至るのはまだ遙か彼方及ばないですが、本会の役員の一員としてそんな事も考えながら残りの任期を全うしたいと思います。

子曰、吾十有五而志于學、三十而立、四十而不惑、五十而知天命、六十而耳順、七十而從心所欲不踰矩（しいわく、われじゅうゆうごにしてがくにこころざす、さんじゅうにしてたつ、しじゅうにしてまどわず、ごじゅうにしててんめいをしる、ろくじゅうにしてみみしたがう、しちじゅうにしてこころのほつするところにしたがいてのりをこえず）

孔子 （論語 為政篇より抜粋）

平成31年 新年賀詞交歓会

日 時 平成31年 1 月15日(火)
午後 5 時
場 所 キャッスルプラザ 4 階 鳳凰の間

平成31年 1 月15日に当会と愛知県行政書士政治連盟の共催により、平成31年新年賀詞交歓会が開催されました。

当日は、関係団体の皆様、国会議員、県会議員、そして名古屋市会議員をはじめとした各自治体からの協力議員の先生方にもご臨席を賜りました。下記のとおりご紹介させていただきます。

また、会員を含め390名を超える参加があり、賀詞交歓会は盛会裡のうちに幕を閉じました。

公私ともにご多用のなか、ご出席いただきました皆様に心より感謝申し上げます。



ご臨席者一覧

(敬称略・順不同)

団体役職名	氏名	代理
顧問 (愛知県知事)	大村 秀章	
顧問 (名古屋市長)	河村たかし	
愛知県議会議長	松川 浩明	
名古屋市会議長	坂野 公壽	
中部管区行政評価局長	佐々木祐二	
名古屋入国管理局局長	藤原 浩昭	
愛知県総務部法務文書課課長	伊藤 正樹	
日本行政書士会連合会会長	遠田 和夫	常任理事 山田 美之

団体役職名	氏名	代理
日本行政書士会連合会 中部地方協議会会長 三重県行政書士会会長	若林 三知	
日本行政書士政治連盟 会長	山下 寛	
愛知県社会保険労務士 会会長	大滝 春義	副会長 杉田 貴信
愛知県土地家屋調査士 会会長	伊藤 直樹	
愛知県弁護士会会長	木下 芳宣	副会長 森 絵里
名古屋税理士会会長	西村 高史	副会長 鈴木 朋宏
日本公認会計士協会東 海会会長	柴田 和範	
公益社団法人全日本不 動産協会愛知県本部本 部長	山田 晶久	副本部長 神田 徳一
公益社団法人愛知県宅 地建物取引業協会会長	岡本 大忍	
公益社団法人愛知県中 小企業診断士協会会長	石川 君雄	副会長 山家 達弥
岐阜県行政書士会会長	佐藤 廣之	
福井県行政書士会会長	坪川 貞子	副会長 高野ますみ
石川県行政書士会会長	向井 隆郎	
富山県行政書士会会長	大塚 謙二	副会長 寺井 和弘
駐名古屋大韓民国総領 事館総領事	鄭 煥星	領事 金 永權
中華人民共和国駐名古 屋総領事館総領事	鄧 偉	副総領事 孫 志勇 領事 アタッシュ 朱 茜
在名古屋ペルー共和国 総領事館総領事	アントニオ・ ペドロ・ミラ ンダ・シスニ エガス	副領事 ジュリッサ・デ・ヘスス 随行：補佐 伊藤サンドラ
愛知公証人会会長	新堀 敏彦	
愛知学院大学学長	佐藤 悦成	副学長 後藤 俊明
日本政策金融公庫名古 屋支店支店長	高橋 謙二	事業統轄 大西 俊典
愛知県自動車販売店協 会会長	小栗 一郎	専務理事 伊藤 敏男
公益財団法人暴力追放 愛知県民会議理事長	村橋 泰志	専務理事 梶浦 正俊
一般財団法人日本国際 協力センター中部支所 支所長	小林ひかり	随行：板倉 千佳
法律顧問	伊藤 倫文	
行政書士ADRセンタ ー愛知手続関与弁護士	山田 博	

計33名



【衆議院議員】 (敬称略・議会別50音順)

赤松 広隆 (副議長) (立憲) (5区)	池田 佳隆 (自民) (比例東海ブロック) (代理)
伊藤 忠彦 (自民) (8区) (代理)	伊藤 渉 (公明) (比例東海ブロック)
今枝宗一郎 (自民) (14区)	江崎 鐵磨 (自民) (10区) (代理)
大西 健介 (国民) (13区)	岡本 充功 (国民) (比例東海ブロック)
神田 憲次 (自民) (比例東海ブロック)	工藤 彰三 (自民) (4区) (代理)
熊田 裕通 (自民) (1区)	近藤 昭一 (立憲) (3区)
重徳 和彦 (無所属) (12区)	鈴木 淳司 (自民) (比例東海ブロック)
田畑 毅 (自民) (比例東海ブロック)	長坂 康正 (自民) (9区)
丹羽 秀樹 (自民) (6区)	根本 幸典 (自民) (15区) (代理)
古川 元久 (国民) (2区)	古本伸一郎 (国民) (11区) (代理)
牧 義夫 (国民) (4区) (代理)	松田 功 (立憲) (比例東海ブロック)
八木 哲也 (自民) (比例東海ブロック) (代理)	山尾しおり (立憲) (7区) (代理)
吉田 統彦 (立憲) (比例東海ブロック)	

計25名

【参議院議員】

伊藤 孝恵 (国民) (愛知県)	魚住裕一郎 (公明) (比例) (代理)
大塚 耕平 (国民) (愛知県)	片山さつき (自民) (比例) (代理)
斎藤 嘉隆 (立憲) (愛知県) (代理)	酒井 庸行 (自民) (愛知県)
里見りゅうじ (公明) (愛知県)	藤川 政人 (自民) (愛知県)

計8名

【愛知県議会議員】

浅井よしとか (豊橋市)	天野 正基 (小牧市)
石井 芳樹 (長久手市)	岩村 進次 (一宮市)
岡 明彦 (緑区)	かじ山義章 (熱田区)
神戸 洋美 (春日井市)	黒田 太郎 (千種区)
島倉 誠 (瀬戸市)	杉浦 孝成 (高浜市)
須崎 かん (天白区)	鈴木 純 (稲沢市)
谷口 知美 (昭和区)	塚本 久 (北区)
辻 秀樹 (千種区)	筒井タカヤ (名東区)
寺西むつみ (中村区)	直江 弘文 (港区)
長江 正成 (瀬戸市)	中根 義高 (岡崎市及び額田郡)
南部 文宏 (守山区)	西川 厚志 (中川区)
丹羽 洋章 (豊橋市)	日比たけまさ (春日井市)
政木 りか (東区)	ますだ裕二 (中区)
森井 元志 (守山区)	安井 伸治 (港区)

計28名



【名古屋市議員】

岩本たかひろ (緑区)	うかい春美 (中村区)
岡本 善博 (中川区)	おくむら文洋 (昭和区)
加藤 一登 (港区)	北野よしはる (守山区)
木下 優 (中川区)	くにまさ直記 (東区)
久野 浩平 (中川区)	小林 祥子 (名東区)
金庭 宜雄 (守山区)	斉藤たかお (中村区)
沢田 晃一 (西区)	田辺 雄一 (千種区)
中川 貴元 (東区)	中里 高之 (緑区)
中田ちづこ (中区)	成田たかゆき (天白区)
西川ひさし (昭和区)	橋本ひろき (南区)
服部しんのすけ (熱田区)	服部 将也 (北区)
日比 美咲 (名東区)	ふじた和秀 (瑞穂区)
松井よしのり (守山区)	三輪 芳裕 (天白区)
山田 昌弘 (千種区)	横井 利明 (南区)
吉田 茂 (港区)	渡辺 義郎 (北区)

計30名

【市町村議会議員】

伊藤 賢二(瀬戸市)	伊藤 貴治(春日井市)
井上 一男(北名古屋市)	井上 文男(一宮市)
上野 雅美(北名古屋市)	大野 厚(北名古屋市)
木全 信明(稲沢市)	羽根田利明(豊田市)
宮地 直宣(あま市)	山岡 幹雄(愛西市)
山田 真功(津島市)	和田彌一郎(一宮市)

計12名

【愛知県行政書士会】

名 誉 会 長	山田 高嗣
相 談 役	田宮 章
相 談 役	西川 剛史
相 談 役	西堀 俊徳
相 談 役	久野 真技
相 談 役	鍋田 建治

計 6 名

公証人法施行規則 改正に伴う説明会

法人経営部 黒澤 淳

日 時 平成30年11月27日(火)

午前10時～11時15分

場 所 愛知県行政書士会館

出席者 162名



11月30日施行される（本寄稿が皆様のお手許に届いたころは既に施行されていますが）公証人法施行規則改正に伴い、葵町公証役場で執務をされています公証人の新堀俊彦様を講師にお招きし、本改正の要点についてご講義頂きました。

法人設立のみならず、許認可の申請にあっては、法人を設立した後に許認可取得ということが実務上よくあります。その為、午前中の研修会にも関わらず、2階及び3階の会議室を使用しても立ち見が出るほどの研修会となり、会員の今回の法改正に対する関心の高さをうかがわせる研修会となりました。

この度の法改正は、法人の実質的支配者を把握することにより、反社会勢力の排除、資金洗浄等の防止を目的としています。その為、株式会社等の定款認証の際に、従前には無かった実質的支配者となる者に対しての申告制度の運用、実質的支配者となる者の要件、公証人会によるデータベースの構築、そして、その活用方法等反社会勢力が隠れ蓑として法人を利用することが無いよう反社会勢力を「徹底的に排除をするんだ」という現代社会の熱意の高さが感じられる法改正だと強く感じた研修会でした。

特定行政書士 ブラッシュアップ研修

特定行政書士ワーキンググループ

日 時 平成30年11月29日(木)
午後2時～5時
場 所 愛知県行政書士会 3階会議室
講 師 名城大学 法学部 北見 宏介准教授
出席者 特定行政書士 38名



今年度も名城大学の北見准教授を講師にお迎えし、特定行政書士ブラッシュアップ研修会を開催しました。

第1部の講義では、行政活動の全体像と行為形式についての解説があり、行政処分で問題になりやすい実体的違法と手続的違法についてのポイントの説明を受けました。

第2部の事例研究では参加者が6つのグループに分かれ、北見先生が実際の判例を元に作成して下さった事案について、グループワークを行いました。それぞれのグループは審査請求の理由、主張の方法、注意点などについて検討をし、意見を取りまとめて発表をしました。その後北見先生から講評と指導をしていただきました。さらに、特定行政書士の今後の活躍に向けて、参考資料もいくつか紹介していただきました。

愛知県内では特定行政書士が活躍する場面がまだまだ少ないように思われます。ワーキンググループでは今後も特定行政書士の皆様の業務遂行に役立つ企画をしていきたいと考えています。

愛知県行政書士会 親睦ゴルフ大会の開催について

総務部 市川 雅敏

日 時 平成30年11月28日(水)
場 所 南山カントリークラブ
参加者 52名



平成30年11月28日快晴、あざやかな錦秋に包まれる中、南山カントリークラブにおきまして総勢52名の会員参加による親睦ゴルフ大会が開催されました。

開会セレモニーでは前田会長のあいさつで始まり、全員での記念撮影の後、1番ティーグラウンドにて前田会長、田宮相談役による始球式が行われ、全13組がアウトインに分かれスタートしました。

ホールアウト後に行われました成績発表及び表彰式では、市川総務部長司会のもと、まずは個人戦の順位が発表され、特に飛賞発表では、昨年に好評を博しました、参加頂いた支部長（豊田、尾北、昭和、新城、中央、尾張、海部）による地元名産、お気に入りの一品紹介とその贈呈が今年も行われ、大いに盛り上がりました。また参加者全員には、家族みなさんへとあまーい洋菓子セットが送られました。栄えある今年の優勝は豊田支部西村圭人会員が受賞され、満面の笑みとともに優勝カップと副賞の高級和牛1kg！目録が贈呈されました。

そして、いよいよ勝負の支部対抗戦、今年度は13支部（1チームは4支部連合）による各上位二名の合計ネットスコアで争われ、連合チームが初優勝、準優勝は一步届かず二年連続豊田支部、第三位は二人でフルパワー尾北支部が受賞されました。

日頃の仕事やストレスを忘れ、ゴルフに没頭し、プレイに表彰式にと大いに親睦を深めあった楽しい一日を過ごすことができました。来年はさらに盛大なゴルフ大会となるよう企画して参りますので、乞うご期待ください。

民法はこう変わる ⑧

～代理(2)～

名城大学 法務研究科 教授 仮屋 篤子

今回は、代理の第2回目です。無権代理に関わる諸制度についてご説明いたします。まずは、これまで代理行為の効果が明確ではなかった場面について、無権代理であることを条文上明記した二つの条文、「代理権の濫用」と「自己契約・双方代理その他の利益相反行為」を取りあげます。

代理権の濫用

改正民法第107条

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

代理権の濫用とは、代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をするをいいます。例えば、本人AからA所有の土地甲の売買契約に係る代理権を与えられた代理人Bが、自らの借金を弁済するために、Cとの間でAを本人として土地甲の売買契約を結び、売却代金をAに渡すことなくBの借金の弁済に充てたような場合です。

現行民法には、このような代理権濫用行為に関する規定は置かれていませんでした。判例は、代理権濫用行為について、「代理権の範囲内の行為」をしているのであるから、その代理行為の効果は本人に帰属するという立場を原則とし、相手方が代理人の「真意を知りまたは知りうべきものであったとき」は、現行民法93条但書の規定を類推し、その法律行為の効力を否定するものとしてきました（最判S38・9・5民集17巻8号909頁、最判S42・4・20民集21巻3号697頁）。しかし、代理権濫用行為をする代理人は、代理行為の効果を本人に帰属させる意思をもってその旨の意思表示をしているのですから、意思表示自体には何ら問題はありません。したがって、心裡留保に類似する状況にあるとは言い難いのも事実です。また、効果の面から見ても、むしろ、現行民法108条

の自己契約及び双方代理のように無権代理と同様の扱いをすると、本人による追認や代理人に対する責任の追及などを行うことが可能となり、より柔軟な解決を図ることができますが、無効としてしまうと、無権代理に関する規定は適用されないこととなります。そのため、代理権濫用行為の効果は、自己契約及び双方代理と同様に無権代理とみなすという取扱いになりました。（部会資料66A 23頁）

自己契約及び双方代理

改正民法第108条

- (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
- (2) 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

現行民法108条では、本人と代理人との利益が相反する自己契約及び双方代理を禁止する旨を定めています。その禁止違反の効果については明記していません。この点について、自己契約及び双方代理の効果を無権代理と同様に扱う旨の判例（最判S47・4・4 民集26巻3号373頁）の法理を明文化し、同条の趣旨を明確にする必要から、改正条文第1項が規定されました（部会資料66A 19頁）。また、第2項が新設され、自己契約及び双方代理には該当しないが、本人と代理人との利益が相反する行為についても、代理権を有しない者がした行為とみなす旨の規定が設けられました。いずれも、無権代理とみなされた結果、無権代理に関する一般規定が、適用可能となります。

利益相反行為の判断は、代理行為自体を外形的・客観的に考察して行われるとされています（部会資料66A 20頁、潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」23頁、大村・道垣内編「解説 民法（債権法）改正のポイント」41頁など）。また、改正民法108条によって無権代理とみなされた法律行為を基礎として、第三者が新たな法律関係に入った場合については特に規定されておらず、従来の判例（最大判S43・12・25民集22巻13号3511頁、前掲最判S47・4・4）が参照されるとされています（部会資料66A 21頁）。なお、このような第三者について、現行民法192条の動産の即時取得、現行民法94条2項の類推適用によって保護される余地があるとの指摘もあります（潮見・前掲書23頁）。さて、今後どのように扱われるでしょうか？

表見代理

（代理権授与の表示による表見代理）

改正民法109条

（1）（現行民法の規定と同じ）

- （2） 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば、前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

（権限外行為の表見代理）

改正民法110条

（「前条本文の」を「前条第1項本文の」と改めたのみ）

（代理権消滅後の表見代理）

改正民法112条

- （1） 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

- （2） 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外に行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

（1） 重畳適用の場面

表見代理における論点の一つが、現行民法109条及び現行民法112条と現行民法110条の重畳適用の場面です。

現行民法109条は、本人Aが他人Bに代理権を授与する表示をした場合に、実際にはBが代理権を有していなくても、これを信じた相手方Cとの間でBがした行為について本人Aが責任を負うという規定、現行民法112条は、代理権消滅後の（無権）代理人Bのした行為について、代理権の消滅を知らなかった相手方Cに対して、本人Aが責任を負うという内容の規定です。いずれも、表示された代理権限の範囲内や消滅前の代理権の範囲内の行為であることが必要です。また、現行民法110条の表見代理については、代理人に基本代理権が与えられており、代理人の行為がこの基本代理権の範囲外に行為であることが必要です。したがって、無権代理人Bがした行為が、授与を表示した代理権の範囲外である、あるいは消滅した代理権の範囲外である場合が問題となります。

これらの場面については、それぞれ現行民法109条及び現行民法112条と現行民法110条の重畳適用が認められており（最判S45・7・28民集24巻7号1203頁、東京高判S39・3・3高民17巻2号89頁、大連判S19・12・22民集23巻626頁、最判S32・11・29民集11巻12号1994頁）、今回の改正では、これを明文化することとなりました（部会資料66A 26頁～28頁、同29頁～31頁）。改正民法109条2項及び改正民法112条2項が該当条文です。内容としては、現行民法下での取り扱いとの変更はないようですが、重畳適用事例における主張・立証責任の構造を反映したものではなく、現行民法109条1項の規定、現行民法112条1項の規定の上に、現行民法110条の規定が載せられるという形をとったと説明されています（潮見・前掲書24頁、26

頁)。

(2) 「善意」の意味

改正民法112条1項では、現行民法112条1項の「善意の第三者」という文言が変更されています。現行民法112条1項の「善意」の意味については、「過去に存在した代理権が代理行為の前に消滅したことを知らなかったこと」であると考えられており、判例（前掲最判S32・11・29、最判S44・7・25集民96号407頁）も同様の解釈を取っていると考えられています。しかし、「代理行為の時に代理権が存在しなかったことを知らなかったこと」であるという解釈も存在しており、同条の「善意」の意味を明確にする必要があることから、文言の変更が行われました。すなわち改正民法122条1項では、「代理権消滅の事実を知らなかった第三者」とすることによって、「善意」の意味が「過去に存在した代理権が代理行為の前に消滅したことを知らなかったこと」であることが明確にされたものです。（部会資料66A 29頁）

無権代理人の責任

改正民法117条

- (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。
- (2) 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 1 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
 - 2 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
 - 3 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

本条の1項は、主張立証責任の所在を明確にするための規定です。文言を変更することにより、代理人が自己の代理権を証明したこと又は本人の追認を得たことが、本条1項の無権代理人の責任を免れるための積極要件であることを明確にするものです。

本条の第2項は、無権代理人の責任が否定される場面についての規定です。基本的には、現行民法117条2項の規定が維持され、相手方が無権代理であることを知らなかったことにつき過失がある場合には、無権代理人の責任が否定されます。ただし、改正民法117条2項2号において、無権代理人が自己に代理権がないことを知っていた場合には、無過失の無権代理人の責任を追及しているわけではありません。このような場合には、相手方に過失があったとしても無権代理人の責任を否定すべきではないと考えられることから、ただし書が設けられました。これによって、無権代理人が自己に代理権がないことを知っていた場合には、善意の相手方は、有過失であっても無権代理人の責任を追及することができると、明確にされています。（部会資料66A 32頁）

さて、「代理」について、2回に分けてご説明しましたが、いかがでしたでしょうか。私としては、今回の改正の中では、比較的「分かりやすく」なった分野ではないかと思いますが、皆さんはどのように思われますか？

中小企業の海外取引における法的支援

弁護士 下出 太平

1 中小企業の海外取引の現状

- (1) 中小企業白書2018年版によれば、2001年時点で輸出を行っている中小企業（従業者50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の会社を対象とした調査）は3445社であったところ、2004年以降、総じて増加傾向にあり、2015年では4,544社が輸出を行っています。また、前述の対象となる中小企業の総数からみた輸出企業割合についても緩やかな上昇傾向で推移しており、2001年に17%だったところ、2015年は21%となっています。
- (2) 次に中小企業の輸出額及び売上高輸出率については、ともに年々増加しています。輸出額は2001年度当初2.6兆円だったところ、2015年度については、6.2兆円まで推移しており、また、売上高輸出比率については、当初2.3%だったところ2015年度は4.1%まで割合が増加しました。
- (3) また、規模別に分類した直接投資を行う企業の数の推移について、直接投資企業（海外に当該会社が50%超の議決権を所有する会社。子会社又は当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を有する場合と、50%以下でも連結財務諸表の対象となる場合も含む。）の総数の推移を見ると、リーマン・ショック後の2009年に一旦減少したことを除けば、総じて増加傾向にあります。このうち中小企業の割合について見ると、2001年には、直接投資企業数全体の6,074社のうち4,143社で、68.2%を占めていたところ徐々にその割合を増やし、2014年には、全体8,764社のうち6,346社と72.4%を占めるにまで至っています。
- (4) このように、中小企業が海外展開をしていく数、割合は徐々に増えてきており、今後も増えていくことが予想されます。

2 海外取引の類型

中小企業が海外取引を行う場合、その形態は様々ですが、以下のように分類されます。

(1) 貿易取引

まず、最初に挙げられるのはいわゆる貿易取引です。すなわち、日本の企業が海外の企業と、日本にいながら直接売買契約等を締結するものです。後述するとおり、海外取引においては、日本国内

での売買契約とは異なるリスクが生じますので、取引を始めるにあたっては、リスクを十分に検討する必要がありますが、最も基本的な形態といえ、進出も撤退も比較的容易という点でメリットがあります。

(2) 間接的な海外取引

次に間接的な海外取引として、海外の現地企業と販売代理店契約等を締結する形態が挙げられます。これは、日本の中小企業が、海外現地企業に販売を継続的に委託するようなケースが考えられます。海外で取引をしていく場合に、情報の少ない中で、販路の開拓等を進めていくことには大きな不安がありますが、代理店・販売店に販売を委託することで、その点の不安を一定程度解消できるというメリットがあります。後述する直接進出よりもハードルは低くなるものの、取引相手となる海外企業の性質に左右されるところも大きく、契約で定めておくべき内容も重要になってきます。

(3) 直接進出（海外子会社、支店の設置）

海外取引の中で最も直接的な方法として、自社で現地に子会社を設立するなどして事業展開をするというものが挙げられます。前述した間接的な取引においては、契約相手の企業の性質に左右されるところが大きいですが、自社の子会社であれば、経営方針をめぐって対立が生じるといったリスクは回避できます。ただし、現地での販路開拓、販売体制の維持、流通の確保などを自力でやらなければならないことになるという点はデメリットといえます。

このような点から、中小企業においては、必ずしも容易な方法ではありません。

3 海外取引における一般的なリスク

海外において取引を行おうとする場合、国内で行う取引とは異なるリスクが生じます。一般的には以下のようなリスクが挙げられます。

(1) 文化・言語・法律・習慣の違いによるリスク

海外取引では、相手方企業は国内で取引する相手方とは、文化や習慣が異なるため、根本的な考え方が異なることが多く、日本では当然と考えるような前提が通じないところがあります。また、

意思疎通も日本語では行えないことが通常ですので、そこに生じるギャップも大きなものがあります。また、当然ですが、互いに適用する法律も取引慣行もまったく異なる場合が多く、こうしたことから生じるリスクを未然に防止しようとするのであれば、詳細な契約書を作成しておく必要がありますし、実際に国内企業との取引で用いる契約書より詳細な内容を定めることが多いように思います。

しかし、いかに契約書が重要であるといっても、お互いに有利な条項を盛り込みたいと考えているのは同じですから、そのことばかりに意識が向きすぎると、かえって信頼関係が構築されず取引の成立に支障を来す可能性も大きくなります。また、詳細な契約書を作成しても、結局は、紛争となるかどうかは、信頼関係が構築されているかどうかによるところが大きく、その点は国内取引と変わりないといえるかもしれません。

(2) 信用リスク

国内取引であれば、取引の相手方となる企業の信用度は、ある程度の調査によって把握することも可能と考えられますが、海外企業と取引を行おうとする場合、その信用度を調査することは簡単なことではありません。また、国によっては、日本のような回収を担保する制度（担保、訴訟等）が機能していないこともあり得ますので、その企業の信用度の調査は慎重に行うことが非常に重要になってきます。調査のための金銭的な負担も考えておく必要もあります。

(3) 為替リスク

海外取引では、為替の変動により、思わぬ損失が発生することもあり得ます。そのため、為替リスクを管理することが重要になります。この点について、日本円での決済とすれば、為替リスクは回避できますが、そうするためには、契約書において日本円で取引することを明示しておく必要があります。また、日本円での取引に相手方が応じないこともあり得ますので、その場合は、為替リスクを小さくする方法として、為替予約（将来の一定期日に一定の為替相場で外貨を売買する契約。）などの方法をとっておく必要があります。

(4) カントリーリスク

国際取引の場合、国内取引では想像できない戦争、政治体制の変動といったことにより、輸入・外資規制、外貨送金規制等といったいわゆるカントリーリスクがあります。そのため、取引相手方

の国の社会経済情勢についても調査しておく必要があります。

4 準拠法と紛争解決方法

海外取引の形態に関わらず、海外企業との契約は基本的に英語でなされることが多くなりますので、必然的に、英文契約書の知識が必要になってきます。また、前述した海外取引のリスクを軽減するためにも契約書で記載すべき内容が重要になります。以下では、海外取引で共通して抑えておくべき準拠法と紛争解決方法について記載します。

(1) 準拠法

準拠法とは、当事者間で紛争となったときに、どちらの国の法律に従って解釈・判断するかということについての取り決めになります。契約において取り決めなければ法律によって決まることですが、通常は予測可能性という点からも契約書で取り決めますし、当事者間では、当然、精通している自国の法律を準拠法としたいと考えます。この場合、なかなか折り合いがつかない事態も想定されますので、この点を譲歩して、取引内容で有利な条項を引き出すということも検討されます。

(2) 紛争解決方法

紛争解決方法は、紛争が起こったときに、どのような方法（裁判、仲裁）により、どの場所において解決を図るかといったことについての取り決めになります。裁判に関していえば、国内取引においても、管轄裁判所をどこにするかといったことは規定していることが多いですが、海外取引では国を越えるためその重要性がより強いといえます。その面からは出来る限り、海外で裁判をすることになるのは避けたい一方で、日本の裁判所で勝訴判決を得たとしても、それを他国においても、執行できるのかといった問題があり、単純にすべて自国と規定しておけばよいということでもありません。また、そもそも、裁判手続きは形式的で、相手方に訴状を送達するだけでも相当の時間を費やすことになりかねず、実効性の観点からは、難しい部分があります。

仲裁手続は、手続の柔軟性が特徴で、時間や費用といった面からみて、メリットがあります。ただし、裁判手続きと異なり、一審性ですので、不服申立がない点は、メリットでもデメリットでもあります。

(3) 紛争となった場合に準拠法・紛争解決条項がこちらに有利になっているということが直ちにリス

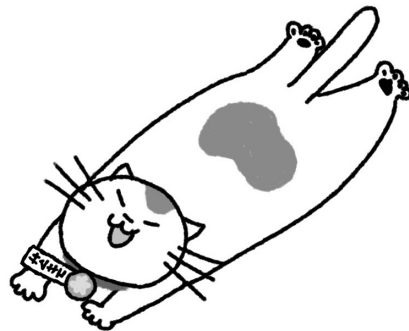
ク回避につながるとはいえません。前述した実効性という観点からは、これらの条項に頼るのではなく、その他の条項について交渉し、紛争を生じないようにすることのほうが重要といえます。

5 弁護士の関与

- (1) 弁護士として海外取引に関与する場合、契約書のチェックが最もスタンダードな関わり方になります。日本の司法試験は英語ができることは必須ではありませんので、必ずしもすべての弁護士が英文の契約書になじみがあるわけではありません。また、日本の弁護士は、日本の法律には精通しているものの、海外の法律までは知っているわけではありません。したがって、ある程度の専門性が必要になる分野ではあります。ただし、法律に共通するリーガルマインドは、どこの国であってもそこまで大きく異なるわけではないと考えています。

- (2) いずれにしても、海外取引に関しては、国内での取引とはまったく異なるリスクがあるということは念頭に、契約締結の前には弁護士のチェックは必須といえるかと思います。とはいえ、中小企業で、そうしたリーガルサービスを受けようとしても、どうしたらよいのか分からないというのが実際ではないかと思います。

そうした中で、日本弁護士連合会では、日本貿易振興機構（JETRO）、東京商工会議所、日本政策金融公庫及び国際協力銀行と連携し、中小企業の方々が、海外展開において、相手国側の企業・団体との契約書のチェック等で法的知見を必要とされたり、トラブルでお困りになったりした場合にアドバイスをする弁護士の紹介サービスを行っていますので、誰に相談したらよいかということで悩まれている方がいらっしゃれば、ご利用をお勧めしています。



部長さん 聞いてみよう

本会の常務理事の皆さんは、各業務部の部長さんとして様々な取り組みをされています。

「部長さんに聞いてみよう！」は、各部の部長さんにその部の活動内容や今後の取り組み、抱負などインタビューしながら、愛知県行政書士会の活動に「自然と詳しくなれる」コーナーです。

川村：それでは、この「部長さんに聞いてみよう！」も一通り各部長のインタビューを終えて最後の回となりました。ラストは市川雅敏総務部長にお越しいただきました。よろしくお願いいたします。

市川：よろしくお願いします。

川村：まずは総務部の業務内容について、簡単にご説明いただければと思います。

市川：そうですね。総務部は「総括部」と言ってもいいと思いますが、会務全体の運営がうまく回り無事行われるようにバランスを取るという、常に全体を整える仕事ですね。会務の執行にあたり最重要な議決機関としての「理事会」、また議決機関ではありませんが各支部の支部長の意見を取りまとめる「支部長会」、全会員にとって最も大切な議決機関となる「総会」、執行部による「部長会」など各種の会議体の「縦軸」が揺らがないようまずは執り行うという仕事です。

川村：政治連盟と共に行う「賀詞交歓会」なども入ってきますね。

市川：更に加えるなら「横軸」として、綱紀委員会、監察委員会、苦情対応委員会等の独立した委員会もあります。これは会員の活動に直接関わることで、何か問題あればお呼び立てして話を聞く、場合によっては処分する流れにもなり得る大変厳しい仕事に総務は携わっています。

川村：会員さんの登録情報を直接扱うという事を総務部はしていますね。

市川：そうですね。新規登録、変更含め、様々な会員情報を抱えることとなっています。

川村：予算額で言うと、他の9業務部の合計額を超える予算となっていますね。それだけ本会の基幹業務という事になると思います。

市川：総務の所管という事では、予算全体の約8割以上を担っているという事になります。

この責任の重大さですね。

川村：そこまで総務部が会務の根幹を担っているというのは、知らない会員さんも多いのではないのでしょうか。

市川：一般の会員はもちろん、会務に関わる機会のある方もあまり知らないかもしれませんね。

私も担当してみてやっと実感したところです。

川村：数字上は知っていても、実感するには時間がかかったというところですか。

市川：一期二年担当する中で、本当の意味で分かったという感じです。

川村：二年目の後半になってきている時期ですが、これまでにやってきた規則改正等を教えて下さい。

市川：規則改正という事ではそこまで多くはなくてですね、昨年行った「役員推薦委員会規則」の改正では大きく変わりましたね。本会役員を選出するにあたって、会員間の平等性と情報の取り扱いの厳格性を考えた改正でした。この二点にこだわった手続きの進め方に変えさせていただきました。一方で選出された会員が、安定的な方向性を持って会の運営を行えるようにという制度も加えることになりました。今回役員改選を迎える時期に差し掛かってきておりますので、制度の趣旨を踏まえた運用がなされればと思っています。

川村：役員改選が一番頻繁でも二年に一回なわけですからね。

市川：あとは本年度の最後の時期になると思いますが、会館の利用規定についての改正も提案を予定しています。

川村：このように変えましたという事は、外向けに言う事ではないかもしれませんが、普段協力してもらっている事務局員との雇用関係のケアという部分も総務部が担っているわけですね。

市川：例えば職員の就業規則についても既に十年以上変更せずに来ているなかで、時代に合わせた改正の必要性があるのは確かなので、より良いものにしていきたいと思っています。

また様々な事情があり事務局長の空白時期もあったわけですが、今年度9月より民間より採用した森事務局局長のもと様々な取り組みを行っていきまして、これも何十年ぶりの改正と言って良いと考えています。

川村：さて会員の関心事の一つとして北館の解体工事について、また会館自体の外壁補修工事など、目に見えて変化を伴う事業が控えているわけですが、これらについて現状を教えてください。

市川：北館の解体につきましては、2月18日に解体業者の入札を行います。



(市川雅敏総務部長)

これは建通新聞に11月に入札して選任された設計事務所の取りまとめにより、いよいよ入札を行います。無事に落札されれば、その業者において3月1日から実際の解体取り壊し工事が始まり、予定では5月の末に完成となります。本会会館の補修工事におきましては、1月に建通新聞において情報公開を行い、一般入札を行いまして業者が決定し2月の末より補修工事を行う予定です。完了は3月末という状況です。

川村：経緯が見えていないと時間がかかっている印象ですが、様々な機会、何回かの理事会を経ていただいたご意見を踏まえてこのタイミングになったというところですね。

市川：おっしゃる通り、理事会なり支部長会なりあらゆる多くの会員が集まる会において、了承をもらいながら進めているつもりですので、ご理解とご協力の目を以て見ていただければなと思っていますところ。

川村：任期ももう区切りが近いという事ですけれども、今年度の残された時間において力を入れていきたいテーマ、引き継いでいきたい流れなどありましたら教えていただけたらと。

市川：自分の総務としての仕事の何に力を入れてきたかと考えれば、振り返れば事務局運営ではないでしょうか。この点については一段落しているの、本来の総務部長の仕事に来年度の担当は注力できるのではないのでしょうか。

それ以上に来年度は、やはり各自治体との連携ですね。行政書士制度を少しでも理解してもらい、相手先に我々の力を借りたいと思ってもらえるような関係づくりを、時間と予算をかけて行っていきたいと思えます。それと監察活動、我々の制度を行政の窓口により一層理解してもらう結果、非行政書士の排除にもつながっていくという考え方がこれからの監察にも必要な要素だと考えますので、この点を広報に頼り切らずにやっていきたいですね。

川村：広報と監察活動が一体化して動いていくのが本会においては宿命ですね。

市川：会員、非会員の活動調査も勿論ですが、対外的な制度理解を深める活動にも力を入れていきたいと思えます。

川村：非常に幅広い範囲をフォローしている総務部の市川部長が、何と言っても県内で一番遠いと言っても過言ではない東三支部より通っているご苦労は大変な事だと思います。

市川：なんといっても一時間四十分かかるんですよ。

川村：片道ですよ。

市川：片道です。最初の頃は移動時間もノートパソコンたたいて鋭意をもって過ごしていましたが、今は車窓を眺める時間が長くなる一方です（笑）

川村：そんな時間の無い中でも、趣味や息抜きが必要だと思いますが、貴重なお休みの時はどうされていますか。

市川：僕は日曜日の午前中だけは、自分の仕事も置いて、中二の子供のラグビースクールで汗を流しています。

川村：見ているだけでなく参加されているんですか。

市川：やっていますね。僕はラグビーが好きで、大学入学頃から30年以上どれだけ試合を見た事か数えきれないくらいなんです、実際やったことはなかったんですね。子供三人いるんですが、一番下の息子が中学に上がる時に「お父さんもやるからラグビーやれよ」と言って始めさせたんです。知り合いも一人もいない中、体験学習に行って。「思い切ってやりたいことをやろう」と思った時に子供もうんと言ってくれたから。

川村：それで素直に始めてくれるところがいい関係ですね。

市川：子供は親が汗かいたり鼻血出したりしている姿は気に入らないみたい。思春期なのか反抗期なのか。だけど二年も経つと徐々に認めてくれ始めました。「うちの親は仕方ない。」という感じで。行き帰りの車の中でよく話すようになりました。

川村：同じ体験を共有するのがいいんでしょうね。

市川：ラグビーの楽しさはもちろん、それもこれも含めてストレス発散ですね。

川村：これだけの激務の中、ちゃんと家庭と両立してるんですね。

市川：妻がいますから。

川村：そこ話題に出てなかったですね。

市川：妻との関係も良好に保てないと本会には来れませんよ。

川村：個人的に大変耳が痛い話です。ラグビーと重ね合わせて残りの任期を走り抜けて下さい。

市川：最後にナイストライ！と言えるようにして来期に繋げたいと思います。

川村：本日はありがとうございました。

市川：ありがとうございました。

（聞き手 川村浩史広報部長）

注）この記事は平成31年2月7日時点のインタビューをもとに編集・再構成しています。



（総務部会開催風景）

お知らせコーナー

愛知県行政書士会役員推薦委員会

委員長 内 山 克 典

平成31年度役員改選に関するお知らせ

「愛知県行政書士会役員推薦規則（規則第10号）」（以下、「推薦規則」という。）の一部改正により、平成31年度の役員改選の進め方に変更がございます。

役員に立候補される個人会員の皆様、ならびに役員候補者を推薦される支部におかれましては、以下の事項に十分ご留意頂きまして、ご対応のほどを宜しくお願い申し上げます。

<改正のポイント>

- (1) 推薦依頼書を始めたした書面の提出締切日が第一回推薦委員会開催日の5日前から7日前となります。＜推薦規則第17条＞
- (2) 会長へ立候補する場合または支部から会長を推薦する場合、二人の副会長及び五人の常務理事の指名推薦名簿の提出が必要となり、指名候補者全員からの推薦受諾書を事前に取り付けることが義務づけられます。＜推薦規則第19条、20条＞
また投票の結果、選考された会長候補者の指名推薦名簿に記載された候補者全員は、委員会において無投票にて選考となります。＜推薦規則28条＞
- (3) 役員候補者を推薦する支部は、推薦を受ける候補者より推薦受諾書を事前に取り付けることが義務づけられます。＜推薦規則準則第5条＞
- (4) 其々提出する書面は役員推薦委員会の委員長宛とし、且つ封印された封筒による提出が義務づけられます。＜推薦規則準則第4条＞

1 締切日について

推薦規則第17条に「立候補届及び支部推薦届は、第一回委員会の公告日から開催日の7日前までに所定の様式により委員長に提出するものとする。」と定められております。

今般の委員会の開催日は4月3日(水)となりますので、その提出期限は中7日を置いた3月26日(火)となります。なお、具体的な締切日時は以下の通りです。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 本会へ直接持参し窓口で直接手渡しする場合 | ⇒ 3月26日午後5時まで |
| (2) 本会の郵便受けへ直接投函する場合 | ⇒ 3月27日午前9時まで |
| (3) 郵便の場合 | ⇒ 3月26日までの日付による消印まで |

2 様式の入手について

愛知県行政書士会ホームページ、または本会事務局（052-931-4068担当森局長）までお問い合わせ頂き、取得してください。この度の規則改正により、様式も変更されておりますので、くれぐれもお間違えないようお願い致します。

<愛知県行政書士会ホームページ掲載場所>

「愛知県行政書士会ホームページ」―「会員ページ」―「ライブラリ」―「本会提出書類・様式」―「役員候補者推薦依頼書他」

3 封筒の整え方について

推薦規則準則第4条に「役員候補者に立候補しようとする者は、封筒に氏名を朱書きの上、下記の必要書類を入れ封印して提出期限までに委員長に提出しなければならない。」、そして 推薦規則準則第5条に「支部が役員候補者を推薦する場合、封筒に支部名を朱書きし下記の必要書類を封筒に入れ封印して提出期限までに委員長に提出しなければならない。」と定められております。

具体的な整え方は別紙1の通りですので、同封書類も含めてご確認ください。

□封筒 表裏面の書き方例 準則第四条、第五条

(1) 役員に立候補する者

愛知県行政書士会（または愛知県行政書士政治連盟）
役員推薦委員会 委員長 殿

〇〇支部 〇〇〇〇

◆同封するもの

一、役員候補者推薦依頼書（様式第一号） 原本

(2) 会長に立候補しようとする者

愛知県行政書士会（または愛知県行政書士政治連盟）
役員推薦委員会 委員長 殿

〇〇支部 〇〇〇〇

一、役員候補者推薦依頼書（様式第一号） 原本

二、指名推薦名簿（様式第二号） 原本

三、指名推薦受諾書（様式第三号） 原本

(3) 支部が役員候補者を推薦する場合

愛知県行政書士会（または愛知県行政書士政治連盟）
役員推薦委員会 委員長 殿

〇〇支部

一、役員候補者推薦書（様式第四号） 原本

二、役員候補者推薦受諾書（様式第五号） 写し可

※ 支部が会長候補者を推薦する場合は、
推薦した会長候補者より提出された次を追加

三、指名推薦名簿（様式第二号） 写し可

四、指名推薦受諾書（様式第三号） 写し可

(4) 支部が理事を推薦する場合

愛知県行政書士会（または愛知県行政書士政治連盟）
役員推薦委員会 委員長 殿

〇〇支部

一、理事候補者推薦書（様式第六号） 原本

は朱書きとする。

ライブラリ研修動画一覧

(平成31年 1 月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2. 23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8. 29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5		534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○
6		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○
7		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○
8		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○
9	建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について	×
10		441	H24. 7. 24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
11		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
12		472	H25. 9. 26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
13		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
14		494	H26. 8. 25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
15		498	H26. 9. 18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
16		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
17		512	H27. 3. 20	建設業許可と経審について（大臣）	×
18		513	H27. 8. 25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
19		514	H27. 9. 16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
20		515	H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について(3)建設業法令遵守等について	×
21		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
22		530	H28. 8. 31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
23		531	H28. 9. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
24	運輸交通部	357	H23. 1. 26	倉庫業について	○
25		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
26		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
27		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
28		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
29		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
30	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
31		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
32		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
33		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○
34		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○
35		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○
36		509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○
37		510	H27. 2. 18	はじめての国際法 2	○
38		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○
39		521	H28. 1. 28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日 1 / 28	○
40		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○
41		528	H28. 4. 25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○
42		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ① 国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ② 在留資格「経営・管理」のポイント	○
43		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○
44		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○
45		542	H30. 3. 19	国際業務初心者向け研修会（永住許可申請について、パスポートの見方）	○
46	土地利用部	374	H23. 8. 23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
47		442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
48		451	H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
49		461	H25. 1. 31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街化調整区域の話	○
50		489	H26. 3. 24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○
51		493	H26. 7. 24	愛知県における開発許可等	○
52		502	H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○
53		507	H27. 1. 19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○
54		516	H27. 9. 24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
55		523	H28. 1. 27	行政書士の土地利用業務について	○
56		527	H28. 3. 24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○
57		532	H28. 9. 26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○
58		533	H29. 8. 25	行政書士の土地利用業務の基礎知識～行政書士ができる空き家対策～	○
59		538	H30. 1. 31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○
60		544	H30. 9. 14	土地利用業務の基礎知識	○
61		545	H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○
62	法人経営部	425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
63		445	H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
64		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○
65		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×
66		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○
67		511	H27. 2. 12	医療法人の設立について	×
68		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○
69		541	H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿				
平成 年 月 日				
申 込 者	氏 名			
	支 部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL () —	
	メールアドレス		FAX () —	
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第2水曜日
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 平成31年3月13日(水)、平成31年4月10日(水)
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

平成31年3月1日

会 員 各 位

建 設 環 境 部
運 輸 交 通 部
国 際 ・ 私 法 部
土 地 利 用 部
法 人 経 営 部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



一宮支部：内藤 広子会員

会報委員 奥 智子



平成最後の年が明けた1月8日、一宮支部所属の内藤広子会員の事務所を訪問させて頂きました。

内藤会員の事務所は萩原駅から徒歩5分の場所にあり、一宮市内からだけでなく稲沢・津島方面からもアクセスしやすい場所にあります。

内藤会員といえば、昨年我が県で開催された全国女性行政書士交流会の為に尽力され、来年度の開催県である広島代表にたすきを渡された姿が出席された皆様のご記憶に新しいのではないのでしょうか。

平成19年に登録され、今年で開業12年目になる内藤会員は現在、一宮支部副支部長、コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部長及び同本部業務管理委員を兼任されており、持ち前のバイタリティーを発揮して会の運営に携わっていらっしゃいます。

今回は、多忙な日々の中でもいつも笑顔でいられる秘訣と、内藤会員の考える新たな業務展開の展望について伺ってきました。

内藤会員は土地家屋調査士であるご主人の勧めで行政書士の資格を取られたそうです。「今思えば、自分の中に行政書士という新しい世界が広がるきっかけをくれた旦那に感謝だわ。」と内藤会員は笑います。お話を伺っていて感じたのは、内藤会員はとてもストレートに相手に思いを伝えるので、その裏表のない真っ直ぐな人柄が聞き手にも伝わって安心感を与えるということです。また、いつも親身になって後輩たちの面倒を見てくださる姉御肌の内藤会員ですが、会話の合間に「個性心理学によると、私は物静かな羊なの」とか「目指す行政書士像は女王行政書士!」と、ポンポン飛び出す斬新な発言で毎

回周囲の人達を笑いの渦に引き込むお茶目な一面も。

趣味は「美味しいお酒を飲みながら語り合うこと」という内藤会員。会員一人ひとりとのコミュニケーションをいつも大切にされています。

そんな内藤会員のモットーは『なんでも楽しむこと』だそう。確かに今まで何かを断っている内藤会員を見たことは一度もありません。懐の深さと思いつきの良さを兼ね備えた「女は度胸」の見本のような方です。

忙しい時でも人に対する感謝を忘れず、ポジティブ思考でいろんなことにチャレンジする、内藤会員の笑顔・安定感・積極性の秘訣が、会話の端々から伝わってきました。

さて、現在の内藤会員の取扱業務は農地法の許可申請業務が多いそうですが、今後気になる業務とその展望についても語っていただきました。

世界に先駆けて超高齢社会に突入している日本では、高齢人口の急速な増加に伴い認知症高齢者の増加も予測されています。このような問題は誰にも避けられないものですが、成年後見制度が周知されるにつれ、自分の判断能力が不十分になった時のことを見据えて事前に自ら後見人を選任しておく任意後見制度の活用がだんだん増加してくると思われます。だから行政書士としては、従来の遺言業務に加え、任意後見、生前事務委任及び死後事務委任の4点セットで超高齢社会を生きる方々の安心に繋がるサービスを展開していきたい、と熱く語っていただきました。誰にでも身近に起こりうる困りごとを解決してお客様に喜んでいただきたい、という内藤会員。すでに成年後見人として延べ10人以上をご担当されています。実体験からくる説得力のあるお話をとっても興味深く聞かせて頂き、大変有意義な時間を共有させて頂きました。

内藤会員におかれましては、お忙しいなか今回の取材を快くお引き受けくださり本当にありがとうございました。今後の益々のご活躍を祈念致します。

各支部 研修会 の ご案内

豊田支部主催研修会のご案内

1. 研修会タイトル：豊田支部第2回支部研修会
2. 開催日時：平成31年3月11日(月)
午後4時～5時30分まで、受付開始：午後3時30分
3. 研修会場：豊田商工会議所 204会議室
(豊田市小坂本町一丁目25 TEL0565-32-4567)
4. 研修内容：公証人法施行規則改正と最近の相談事例の傾向について
5. 講師：豊田公証役場 山崎 世志也 公証人
6. 資料：当日配付(無料)
7. 定員：40名(先着順)
8. 申込方法：3月8日(金)までに下記申込書に必要事項を記入のうえ、副支部長川村 (FAX0565-53-6470) までお申し込みください。

~~~~~

### 3月11日開催の豊田支部 第2回支部研修会申込書

|      |      |
|------|------|
| 支部名： | 氏 名： |
| TEL： | FAX： |

## 豊田支部主催研修会のご案内

1. 研修会タイトル：豊田支部 国際・私法部第1回研修会
2. 開催日時：平成31年 3月14日(木)  
午後3時～5時まで、受付開始：午後2時45分
3. 研修会場：豊田商工会議所 401会議室  
(豊田市小坂本町一丁目25 TEL0565-32-4567)
4. 研修内容：第一部 帰化支援業務について  
第二部 在留資格「特定技能」について
5. 講師：第一部 行政書士 岩城 恒史郎 会員（豊田支部）  
第二部 行政書士 榊原 豊久 会員（豊田支部）
6. 資料：当日配付（豊田支部国際・私法部会員 無料）  
(上記以外の行政書士 金1,000円 資料代)
7. 定員：20名（先着順）
8. 申込方法：3月8日(金)までに下記申込書に必要事項を記入のうえ、行政書士榊原事務所（FAX0565-25-9811）までお申し込みください。

~~~~~

3月14日開催の豊田支部 国際・私法部研修会申込書

支部名：	氏 名：
TEL：	FAX：

支部だより

一宮
支部

行政書士フェア

会報委員 奥 智子

日 時 平成30年11月23日(金)

午前10時～午後4時

場 所 一宮市「イオンモール木曽川」



11月23日、一宮市内にあるイオンモール木曽川様のご厚意により、施設をお借りして一宮支部『行政書士フェア』を実施しました。

この日は、3連休の初日という事もあり、会場には沢山のお買い物のお客様がおみえになり、行政書士の仕事や役割などをPRしました。

また、特設ブースにおいては、無料相談会を実施し多くのご相談に対応しました。

近年徐々に多く相談が寄せられるようになった「相続や遺言」を中心に、「後見制度」などについてのお尋ねもあり、将来への不安を感じられている方も少なくないようです。

こうした不安を払拭するためにも、我々行政書士が関わることで、地域に寄り添った身近な存在となり、皆さんが安心した生活を送れるよう貢献出来ればと思います。

そのためにも1つ1つの活動を大切に、地域から信頼される行政書士を目指し、今後も積極的にPR活動に努めていきたいと思っています。

昭和
支部

平成30年度忘年会

会報委員 松葉 豪

日 時 平成30年12月1日(土)

午後6時～8時

場 所 サーウィンストンホテル名古屋
3階 メゾン・ド・フルール

出席者 48名



12月1日の夜、八事にあるサーウィンストンホテル名古屋3階にあるメゾン・ド・フルールにて昭和支部の忘年会が行われました。

前回までは日本料理店で行ってきましたが、今回は趣向を変えてホテルでの開催となりました。会場は結婚式の披露宴用に作られていると思われ、見事な白亜の空間に少し眩しさを覚えました。

座席は抽選となっており、普段顔を会わせることのない会員同士情報交換できるようにもなっています。

開会后、千田支部長の挨拶、乾杯と進んでしばらくしたところで、新人紹介となりました。今年度入会された会員の方々に自己紹介いただきました。皆さんいろいろな業界での経験をお持ちで、お話が盛り上がりました。行政書士業務は幅が広いので、今後の行政書士業務に生かしていただきたいと思っています。

その後、今回初の試みとして支部監事の武会員によるギター弾き語りライブが開催されました。盛り上がり、各方面から黄色い声援が飛んだところで午後8時になりお開きとなりました。

岡崎支部

建設業許可業務（経営事項審査の概要について）の研修会

岡崎支部 米村 篤史

日 時 平成30年11月22日(木)

午後2時～4時30分

場 所 岡崎市図書館交流プラザ りぶら103

講 師 米村 篤史会員

出席者 15名



今回の研修会は建設業許可業務の一つであり、業務の難易度が高い経営事項審査業務について「経営事項審査の概要について」と題して、機会があれば経営事項審査業務を扱ってみたいと考えている初心者を対象に研修会を開催致しました。

今回の研修会は2部構成となっており、前半は米村が講師となり「経営事項審査とは」「入札参加資格について」「工事経歴書の作成方法」「審査に必要な証明書類の現物を紹介」「審査当日の流れ」など手引書に記載されていない部分を中心に研修を行いました。後半は愛知県行政書士会と業務提携契約を締結している、ワイズ公共データシステム株式会社の藤田様にお越しいただき、同社が販売する「業務支援システムソフト」の紹介、使用方法、業務提携先に対するソフト利用特典についての説明をいただきました。

一度の研修会で業務をマスターする事は無理ですが、今回の研修会が「経営事項審査業務の入口」となっていたら幸いです。

初心者は業務に精通した先生との人脈が築けて無い場合が多く、業務に対する情報を入手する唯一の機会が業務研修会ではないかと思っています。少しでも初心者の「お力」になるよう初心者視点で来年度も研修会を行って行きたいと思っています。

尾北支部

平成30年度第2回支部研修会

会報委員 梶原 郁

日 時 平成30年12月1日(土)

午後3時30分～5時

場 所 KTXアリーナ(江南市スポーツセンター)
2階会議室

講 師 司法書士 丸山 洋一郎氏

研修科目 『民事信託について』

出席者 25名



今年度2度目の支部研修会は司法書士の丸山洋一郎先生を講師にお迎えして、「民事信託についての基礎知識と実際のケースについて」お話をさせていただきました。

民事信託は新聞や情報番組等で取り上げられ最近注目を浴びている制度ですが、その内容はまだよく知られておらず、業務として実際に携わったことのある会員は少ないと思います。講師の丸山先生は本会でも民事信託に関する研修会の講師をされる程のスペシャリストで、図解入りの資料を基に初心者にも分かりやすく、基本的な内容から依頼者に対する接し方、後見制度との比較や他士業との係わりについて詳しくお話して下さいました。相続対策として、何の制度を利用するとどのような結果になるかを比較検討したり、昨年の相続法改正に関連したお話は実際に業務をする上で大変参考になるものだったと思います。

メリットの多い民事信託ですが、安易に利用するのではなく、依頼者の希望に応えるためには何が必要なのかをしっかりと把握し、提案することが重要だと実感させられる講義でした。

中央
支部

平成30年度第2回土地利用業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成30年12月 5 日(水)

午後 6 時～ 8 時

場 所 愛知県行政書士会館 3 階会議室

講 師 本多 証一会員（中央支部）

テーマ 『農地法とその関連法について』

出席者 17名



中央支部の平成30年度第2回土地利用部業務部会研修会は、第1回に引き続き本会土地利用部部長の当支部本多証一会員に「農地法とその関連法について」の講義をしていただきました。本会の研修会での講師のみならず、他支部での研修講師、名古屋市との共同で開催「空き家対策フォーラム」の講師と本当に多忙の中、それでも土地利用の業務に携わる会員を一人でも増やしたい熱い心の本多会員は、こころよく引き受けて下さり、ありがたい限りです。

研修用のオリジナルのレジメには、①農地法抜粋②農業振興地域の整備に関する法律抜粋③実務上よくある農地法の手続き④農地法関連許可申請等取扱ハンドブック⑤県市町村での差異⑥土地改良区について⑦融資証明について⑧添付図面について⑨実務の流れ、と分かり易い項目にして丁寧に説明を下さいました。

豊富な実務経験を交えながらの講義ですので、2時間はあっという間に過ぎてしまい、忘年会会場に場所を移しても活発な議論（もちろん楽しい）が繰り広げられていました。

名古屋
支部

研修会【セミナー講師への道】

名古屋支部 渡辺 尚美

日 時 平成30年12月 5 日(水)

午後 6 時30分～ 8 時30分

場 所 ウィンクあいち 13階 1307

講 師 Voiceプロ株式会社 代表取締役

渡辺 文佳氏

テーマ 『セミナー講師への道』

参加者 31名



12月とは思えない、暑いほどの天候のなか、セミナー講師として幅広いクライアントの要望に応えるセミナーをこなしていらっしゃる渡辺文佳先生に実践的な内容でお話いただきました。

依頼を受けた時、まず初めに準備すべき4つの項目。これが抑えられていればセミナーの構成はほぼ骨子が決まります。その組み立ての中で使用できるソフトのご紹介やメリットデメリットもわかりやすく教えてくださいました。ご自身の体験談もふんだんに交え、腹式呼吸などのワークや参加者への問いかけなど、このセミナー自体が活きたサンプルといえるような研修会でした。

名古屋支部以外の遠方からの参加者も多く、講師になりたい、講師をすでに経験しているがスキルアップしたいなど様々なご期待を持って参加されていたようでした。終了後の懇親会でも大変盛り上がり、渡辺先生の朗らかで明るいお人柄からもさらに学ぶべきところがたくさんありました。参加者からは、「直ぐに実践できる内容だった、明日から取り入れます。」「自分の足りないところがわかった。」などの感想をいただきました。

尾張
支部

第一回国際私法部 研修会

会報委員 印東 宏紀

日 時 平成30年12月 8 日(土)

午後 3 時～ 5 時

場 所 JR勝川駅前スペースパレット

講 師 松永行政書士事務所

尾張支部 松永 和範会員

テーマ 『改正相続法のポイント』

出席者 21名



本年度の第一回尾張支部国際私法部の研修会は、「改正相続法のポイント」と題し、相続手続が専門でいらっしゃる松永会員を講師としてお迎えし、平成31年7月から施行される改正民法に基づく相続手続について御説明いただきました。

昨今の日本社会は、高齢化に伴う様々な社会変革が叫ばれておりますが、この流れの一つは「配偶者の居住の権利を保護する」ための民法改正に繋がっております。

今回の研修では、このような改正に至った経緯の概要を説明いただき、改正法の趣旨である「配偶者の居住権の保護」、「その要件について」、「具体的な仮想事例」を参考に説明を進めていただきました。

相続といえば、一般的には相続割合に関する論点に関心が向いがちでありましたが、居住権を一つの財産権ととらえて手続処置をすべきとの説明については、改正法の趣旨、目的を強く実感させる内容でありました。

研修会の終了後には、近場の懇親会場にて和やかな宴の時間を共にし、今後の業務展開について活発な意見交換を行いました。

名古屋
支部

研修会『民法改正を行政書 士業務に生かす実務の眼』

名古屋支部 中村 修一

日 時 平成30年12月13日(木)

午後 6 時30分～ 8 時

場 所 ウィンクあいち 11階 1102

講 師 黒沢 怜央東京会会員

参加者 60名



講師に東京都行政書士会の黒沢怜央会員をお迎えして、民法改正についての研修会を開催いたしました。

黒沢会員は、実務の傍ら長年にわたり行政書士試験の受験指導をされていて、法律の読込と実務での生かし方を指導されていました。民法改正について、いかにして実務に生かしていくのかについてポイントを絞ってお話いただきました。

債権法分野では、総則にかかわる改正や注意点などを新旧の条文を参照しながら確認をしました。今回の改正では、従来条文では明確でなかった点で、判例によって明示されてきている部分を中心に改正法によって明文化した点を指摘いただきながら学びました。

また相続法の分野では、順次改正される日程を示していただいたうえで、「配偶者居住権」や「預貯金債権の仮払い制度」などについて事例を使いながら解説していただいた。まだ改正法が成立した段階で具体的な適用が未定な部分もあるので、今回の研修をもとに推移を見守るよい機会となりました。

今回の研修では、名古屋支部以外の会員の皆様にも参加いただき、60名という多くの会員に参加いただきました。また全国から参加された方々もいらっしやって、交流という意味でも大変良い機会となりました。民法改正について扱うには時間も短く、続編としての研修の機会を作ってほしいとのご意見を多数いただき、懇親会も含めて大変盛会となりました。

海部支部

忘年会

会報委員 岩井 実

日 時 平成30年12月 8 日(土)

午後 5 時～ 8 時

場 所 名駅パール・デルソーレ

出席者 22名



海部支部の忘年会を平成30年12月 8 日(土)午後 5 時から、JRゲートタワー13階にある「名駅パール・デルソーレ」にて行いました。

参加者は22名と、名駅での開催にもかかわらず多くの会員にご参加いただき、感謝する次第です。

会員の間では、日ごろの業務に関する疑問や問題点などの情報交換が行われ、親睦がはかられました。

1 次会終了後は、参会者の約半数の会員が会場を移して 2 次会・3 次会へと繰り出したようで、大変盛り上がった会となったようです。

今年度もあと数か月となりましたが、引き続き支部活動へご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

岡崎支部

岡崎市から委託された空き家等に関する調査業務

会報委員 伊東 毅

岡崎市の調査によりますと、平成28年12月末時点で市内には空き家と空き家の可能性のある建物が、1,339戸あります。

その中には老朽化して倒壊や崩落、外装材の飛散等の危険性があるものもあります。

しかし、こうした建物が所有者によってすべて適切に管理されているわけではありません。また所有者の死亡により相続が発生し、現在の所有者を特定できない建物もあります。

そこで、岡崎市と愛知県行政書士会岡崎支部との間で、平成29年 8 月24日に「岡崎市における空家等対策に関する協定」並びに「空地及び空家等の適正な管理の推進に関する協定」が締結され、これに伴い岡崎市から「空家等の適正管理に係る所有者等調査業務」を受託することになりました。

現在、この契約に基づいて岡崎支部の会員が、県内・県外の戸籍謄本を入手するなどして建物の相続人を調査し、所有者を特定する業務等を遂行しています。

今後さらに、個別に業務の受託が予定されており、岡崎市における空き家の適切な管理の取り組みに協力して参ります。

古物営業法及び古物営業法施行規則の一部改正（平成30年10月24日施行）

【背景】

近年、複数の都道府県で古物営業を営む古物商及び古物市場主（以下「古物商等」といいます。）が増加しており、営業に必要な申請手続き等の簡易化を求める要望が行政に寄せられたことから、有職者会議等を経て、古物営業法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が施行されることとなり、それに伴い、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（以下「改正規則」といいます。）が制定されました。

なお、改正法の施行については、内容別に、2018年10月24日又は公布の日（2018年 4 月25日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「全面施行日」といいます。）の二段階に分けての施行となります。

愛知県警察HPより

中央
支部平成30年度第1回運輸
交通業務部会研修会

中央支部 亀井 直美

日 時 平成30年12月18日(火)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

講 師 岩井 実会員 (海部支部)

八十川 英剛会員 (中央支部)

テーマ 『初学者のための道路使用・道路占用と出張封印の改正ポイント』

出席者 14名



中央支部の平成30年度第1回運輸交通業務部会の研修会は2部形式で開催いたしました。

前半は、海部支部支部長の岩井実会員を講師にお招きし、「道路使用・道路占用申請業務」についてご講義頂きました。詳細な申請書鑑、添付図面サンプルを基に、申請の具体的な内容を盛り込んだ講義で、様々な事例に対応した必要書類の作成方法等も解説頂き、非常に判り易く実務に即した研修でした。私自身これまでハードルが高く躊躇していた業務でしたが、折角の機会を得ましたので、今後は今回の研修内容を確認し、勉強しながら一つずつ取組んでいきたいと思います。

後半は当支部八十川英剛会員より、「出張封印の制度と改正ポイント」についての説明がありました。出張封印の委託の構造を、階層図を用いて改正により「どの立場」で「どの業務」が出来るようになるのか具体的な解説を頂きました。行政書士が活躍できる分野がますます広がるとの嬉しいお話でした。

その他、車庫証明に係る警察署通達について実務実施会員にはとても有用なお話があり、2部形式で開催した研修会は、盛り沢山の知識・情報を習得して散会となりました。

新城
支部支部研修会
(ドローン)

新城支部 鈴木 達也

日 時 平成30年12月26日(水)

午後2時30分～5時

場 所 新城文化会館 304会議室

講 師 一般社団法人みかわドローン協会

代表理事 武田 年弘氏

テーマ 『ドローンの可能性と行政書士の業務拡大』

出席者 10人



新城支部では、本年度2回目の支部研修会を、一般社団法人みかわドローン協会の代表理事武田氏をお招きして、「ドローンの可能性と行政書士の業務拡大」と題して開催し、活発な質疑応答がなされました。研修に先立ってドローンのデモ飛行、操縦体験もあり、研修では、武田先生から、ドローンの無限の可能性や法規制の手続きの煩雑さについて多面的にお話いただきました。会員からは、法規制や行政に係る手続きについて活発な質問があり、ドローンの普及が地域の活性化や行政書士の業務拡大につながるという無限の期待と希望を感じて、有意義な研修となりました。

岡崎支部

平成30年度 新年教養研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 平成31年 1 月 5 日(土)
午後 9 時30分～11時30分
場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室
講 師 弁護士 中根 克弘先生
テーマ 『改正相続法について』
出席者 50名



去る1月5日に、毎年恒例の新年教養研修会が開催されました。

竹田副支部長が司会を務め、島津支部長の挨拶に続き前田望愛知県行政書士会会長からご祝辞をいただきました。

研修会では、改正相続法について講師の多年にわたる実務経験を踏まえてお話しいただきました。はじめに改正までの経緯を解説いただいた後、改正の具体的内容として、「配偶者短期居住権」、「配偶者居住権」、「自筆証書遺言書の法務局への保管方法」など、行政書士業務に深く関わりのある沢山の参考になるお話をしていただきました。

研修会終了後の懇親会では、米村副支部長が司会を務め、島津支部長、前田望愛知県行政書士会会長の挨拶に続き、内田康宏岡崎市長、中根康浩顧問、重徳和彦顧問、青山周平顧問、中根義高顧問からご祝辞をいただきました。

松野敏会員に乾杯の発声をいただきました。懇いただき、レストランローレライの温かくて美味しい料理をいただきました。新旧会員同士の交流も深まり、和やかな歓談となりました。松井太会員による締めの挨拶で、無事に散会となりました。

中央支部

平成31年新年会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成31年 1 月11日(金)
場 所 松楓閣
出席者 64名



中央支部の平成最後となる新年会は、名古屋で1、2を争う伝統と格式の老舗料亭「松楓閣」で開催されました。高級住宅地である覚王山に1500坪の敷地、とのことで、「一体固定資産税はいくら？」と野暮な考えが頭をよぎります。

会場は120畳の大広間「鳳凰」です。四季の草木を描いた格天井や檜の能舞台が新年会により一層華を添えてくれます。昨年同様受付開始早々、晴れやかなお顔で皆さんが続々と来場され、その姿を見ているだけでも、嬉しい気持ちでいっぱいになりました。

清水良枝会員の初々しい司会進行により、能舞台に登壇しての中村美帆子支部長の挨拶、来賓としてお越しの本会蟹江公明副会長よりお言葉を賜り、仙石秀久会員の乾杯のご発声と共に会食が始まりました。老舗料亭のなせる技なのか、ベテランの仲居さんが続々と登場し、先付、前菜、汁、造里、椀盛り、強肴、焼き物、炊合せ、留椀、水菓子、と日本料理のフルコースを各テーブルに手際よく配膳する姿は、まさにプロフェッショナルでした。

楽しい時間は本当にあっという間に過ぎてしまい、西川剛史会員の一本締めで散会となりました。毎年華やかな中央支部の新年会、今年も会員の皆さんにとって、良い年初めになったのであれば幸いです。

西北
支部

平成31年 新年賀詞交歓会

会報委員 加藤 朋彦

日 時 平成31年 1月12日(土)

午後6時～8時30分

場 所 料亭「大森」

名古屋市中区三の丸一丁目1-1

出席者 会員37名 ご来賓様1名



西北支部では今年も例年どおり、名古屋能楽堂内にあります料亭「大森」にて平成31年西北支部新年賀詞交歓会を開催しました。

賀詞交歓会は吉川明宏会員の司会進行のもと、まだ正月気分の余韻が残っている中、37名の支部会員の方たちがお集まりをいただき、最初に黒澤淳支部長の年頭のご挨拶がありました。

今年は、ご来賓様としまして愛知県行政書士会会長 前田望様にご出席をいただき、年頭のご挨拶を賜りました。また、県議会議員でもあられる安藤敏毅会員のご挨拶も賜り、丹所美紀会員の乾杯の音頭で和やかな賀詞交歓会が始まりました。

会員の皆様方は、最初は少し緊張気味な雰囲気ではまったものの、「開運」「口説き上手」といった縁起の良い2本の日本酒を料亭大森の女将さんからプレゼントされ、各テーブルに注いで廻っていただきお酒が進んでいく中、次第に緊張感は解けていきました。会員の皆様はそれぞれのテーブルで普段のお話に盛り上がり、次々と出てくる見事な日本料理をご賞味し楽しんでご歓談されておりました。

昨年会員登録をされた会員様のご紹介・ご挨拶もあり、最後は金沢治彦会員の中締めで滞りなく賀詞交換会は終了しました。会員皆様のおかげで、本当に楽しいひと時をありがとうございました。

名古屋
支部

常設無料相談会 (1月)

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成31年 1月15日(火)

午後1時～4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 鬼頭 誠会員、中村 修一会員、

松浦 聖哲会員、久田 邦博会員

件 数 4件



1月15日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

今回は、相談のご予約はありませんでしたが、開始時刻よりも早く年配の女性の相談者がいらっしゃり、早く来ていた松浦会員が対応されました。相談内容は相続についてでした。その後立て続けに相談者がいらっしゃり、鬼頭会員と中村会員が50代男性の方の遺言・相続についての相談を対応し、松浦会員と久田会員が40代女性の方の家業の税金の申告についての相談を受け税理士に頼む様に回答しました。しばらくしてから、生涯学習センターの利用者で80代男性の方が興味ありげであったのでお声掛けをしたところ、相続についてご関心がある様でしたので鬼頭会員と中村会員が対応されました。相談をされた皆さんは安心され感謝して帰って行かれました。

西北
支部

1月研修会事業承継・ 相続対策研修会

西北支部 森越 靖

日 時 平成31年1月18日(金)

午後6時～8時

場 所 名古屋市北生涯学習センター 第1集会室

講 師 一般社団法人

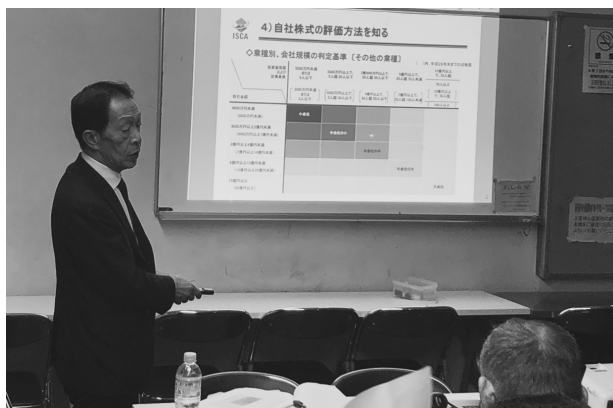
相続・事業承継コンサルティング協会

半谷 和光氏

テーマ 『事業承継・相続対策

～事業承継とは？事業承継のポイント～』

出席者 11名



事業承継自体は今に始まったものではなく、昔から延々と行われてきたことですが、近年における経営者の高齢化や後継者不足の深刻化により、事業承継問題が我が国の重要課題となっています。

事業承継は、後継者の選定や資産及び企業価値の評価、相続関係など取り組むべきことが多く時間もかかります。中小企業を顧客に持つ行政書士の中には、この問題で経営者からしばしば相談されることもあるのではないのでしょうか？

今回は、上記協会の登録会員であり保険代理店を経営されている半谷様に講師を務めていただき、西北支部では初めてこのテーマの研修会を開催致しました。

前半の講義は、事業を誰に、何を、どのように承継するのかといった概要とこの問題における中小企業の実情を、そして後半には自社株にポイントを絞り評価方法や自社株対策をご説明いただきました。

講師を引き受けて下さいました半谷様には、他支部での研修の講師依頼も快諾していただきましたので、是非問い合わせしてみてください。

名古屋
支部

賀詞交歓会

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成31年1月19日(土)

午後6時～8時30分

場 所 名古屋マリオットアソシアホテル 51F

ジュピター

参加者 53名(来賓・協力議員等17名、会員36名)



名古屋支部賀詞交歓会が1月19日(土)に開催されました。

本年も本会から竹田勲副会長、地元選出の国会議員をはじめ、県議会議員及び市議会議員の先生方のご臨席を賜りました。

渡辺尚美会員の司会で進行し、牧野昌浩支部長の挨拶と続き、ご来賓の方々から祝辞を頂戴しました。支部長の挨拶に先立ち名古屋支部を長年支えてくださった鈴村岩夫会員、副支部長の長谷川圭会員が昨年お亡くなりになった事の報告がありました。

そして、竹内弘幸会員の発声で乾杯となり、会員相互の親睦を深めることができ大いに盛り上がりました。

途中、新入会員の紹介が行われ、5名の新入会員に自己紹介と今後の抱負を語って頂きました。

山田安政会員が中締めをしたのち、無事閉会することができました。

📎
碧海
支部

研修会及び新年会 開催

会報委員 稲垣 宏隆

日 時 平成31年 1 月23日(水)
 研修会 午後 3 時～ 5 時
 新年会 午後 5 時30分～ 7 時30分
 場 所 研修会 刈谷市産業振興センター
 新年会 かに料理 刈谷甲羅本店
 講 師 高橋 和弘氏 (公証人)
 テーマ 『民法改正について』
 参加者 研修会34名 新年会26名



今回の研修会は、大幅な民法改正があり、実務上影響があると思われる相続法、債権法等の改正部分と遺言・定款認証について西尾公証役場の公証人である高橋和弘氏に講師を務めて頂きました。

前半は、法務省の資料を使用しながら、改正された相続法、債権法、日本公証人連合会の資料を使用し、新たな定款認証制度についてわかりやすく説明してくださいました。

後半は、実務的なお話をしてくださり、公正証書遺言作成、離婚協議書作成など、どのような点に注意すべきなのかを丁寧に説明していただきました。また、体験談はとても興味深く、依頼者にどのように寄り添えば良いのか、大変参考になりました。

研修後、会場を移し、新年会を開催しました。高橋和弘氏にも参加して頂き、大変賑やかな新年会になりました。日ごろ、なかなか交流することのできない、支部会員間の親睦を料理とお酒を楽しみながら深めることができ、楽しい時間を過ごす事が出来ました。

📎
中央
支部

平成30年度第2回建設 環境業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成31年 1 月24日(木)
 午後 6 時～ 8 時
 場 所 愛知県行政書士会館 3 階会議室
 講 師 公益財団法人愛知県宅地建物取引業協会
 ご担当者様
 テーマ 『宅地建物取引業免許申請について』
 出席者 23名



中央支部の平成30年度第2回建設環境業務部会研修会は、公益財団法人愛知県宅地建物取引業協会のご担当者様による「宅地建物取引業免許申請について」でした。

最初に、宅地建物取引業免許の新規申請についてのお話がありました。申請から免許証交付までの概要と流れを、個人と法人の違い、事務所の平面図と間取図の注意点、審査日数は年度末は通常より時間がかかる場合がある、提出する写真の撮り方の注意点等具体例が多く、大変分かり易かったです。続いて宅地建物取引士資格登録事務の概要と流れについての説明がありました。

今回の研修では、社会問題でもある空き家対策の愛知県宅地建物取引業協会様の取り組みについてもお話をいただきました。①空き家総合相談窓口の運営、②空き家マイスターの登録・普及・育成、③愛知県空き家・空き地バンクポータルサイト、の3つの柱を中心に取り組んでいるとのこと。行政書士との連携も今後より一層深めて行きたいと、頼もしい言葉をいただきました。

事務局だより

■平成30年12月

1日(土)	須崎常務理事、小椋委員長、藤島・中村・森山・加藤会員 春日井図柄ナンバー封印作業出席
3日(月)	職員辞令交付 建設業関係業務履修講座①開催 川村・本多常務理事 名古屋市市民経済局地域振興課来館対応 事務局プロジェクト会議開催
4日(火)	正副会長会開催 ADR手続説明会開催 川村常務理事、戸加里理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席
5日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席
6日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 企画情報部会開催 被災者支援に関する研修会開催 竹田副会長、子安常務理事 中地協担当者会議打合せ
7日(金)	西川相談役 日行連申取管理委員出席 職員辞令交付 部長会開催 市川・川村常務理事 中地協担当者会議打合せ 野田副会長、本多常務理事 土地利用部カレンダー配付
10日(月)	正副会長、常務理事、石川・稲垣理事、森局長 日行連と中地協単位会との連絡会出席 水野・山本理事 自由業団体第1回中堅フォーラム10'出席 新規登録受付
11日(火)	前田会長、竹田・長瀬副会長、市川・子安・川村常務理事、竹田理事 中地協担当者会議出席 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報1月号校正会議開催 新規登録受付
12日(水)	封印管理委員会開催 長瀬副会長 県防災局訪問 仙石副会長、小柳津常務理事 国際・私法部カレンダー配付 蟹江副会長、須崎常務理事 運輸交通部カレンダー配付
13日(木)	不当要求防止責任者講習会開催 経理部会開催 竹田副会長、川村・本多常務理事 名古屋市市民経済局地域振興課来館対応

14日(金)	広報部会開催 役員推薦委員会第1回正副委員長会開催 須崎常務理事 春日井市役所訪問 早川常務理事 建設環境部カレンダー配付 竹田理事 消費者教育推進ガイドによる講師派遣 市川常務理事、伊藤課長 労務手続依頼社労士訪問
17日(月)	西川相談役 日行連申取実務研修会出席 竹田・蟹江副会長、子安常務理事、平松理事 ADR打合せ 建設環境部会開催 建設業許可要員全体会議開催 経審要員必須連絡会開催
18日(火)	西川相談役 日行連国際業務部との合同研修出席 ADR手続説明会開催 法務部会開催 蟹江副会長、子安常務理事 法務部カレンダー配付 空き家対策・利活用フォーラム開催 小椋委員長、奥村委員、八木・福岡・加藤・藤島会員 春日井図柄ナンバー封印作業出席
19日(水)	竹田雅理事 日行連中地協法教育担当者会議出席 国際・私法部会開催 内藤常務理事、黒澤理事 経営法人部カレンダー配付
20日(木)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 市川常務理事 東海北陸厚生局年金審査課来館対応 登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催 竹田副会長、市川・本多常務理事 中部整備局関地部来館対応
21日(金)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 総務部会開催 仙石副会長、川村常務理事 広報部カレンダー配付 自販連との懇話会開催 須崎常務理事、小椋委員長、八十川・福岡・八木・桜井・中村会員 春日井図柄ナンバー封印作業出席 竹田副会長、市川常務理事 新年賀詞打合せ
25日(火)	届出済行政書士管理委員会開催 土地利用部会開催 小椋委員長、奥村委員、武谷委員、桜井・八木・福岡・加藤・八十川会員 春日井図柄ナンバー封印作業出席

■平成30年12月

27日(木)	建設環境部業務相談会開催 川村常務理事 中日新聞広告対応 事務局プロジェクト会議開催
28日(金)	竹田副会長、市川常務理事、内山委員長 役員推薦委員会打合せ 川村常務理事 CBCラジオパーソナリ ティー訪問 事務局仕事納め

■平成31年1月

5日(土)	前田会長 岡崎支部新年会に出席
7日(月)	事務局仕事始め 正副会長、市川常務理事 県庁新年挨拶廻り 正副会長会開催
8日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 川村常務理事 空き家フォーラム外部講師打合せ
9日(水)	蟹江副会長 公認会計士協会新年会出席
10日(木)	部長会開催 苦情対応委員会開催 新規登録受付 職員採用面接
11日(金)	新規登録受付 蟹江副会長 中央支部新年賀詞出席
12日(土)	前田会長 西北支部新年賀詞出席
15日(火)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 新年賀詞交歓会開催
16日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 封印管理委員会開催 外国人就労定着支援研修開催 土地利用部業務相談会開催
17日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 山田名誉会長 日行連理事会出席 法務部会開催 蟹江副会長、須崎常務理事 愛知県OSS地域連絡会出席
18日(金)	前田会長、西川・横井・市川政連副会長、 竹田政連幹事長、岩井政連副幹事長、黒澤 常任幹事 日行連新年賀詞交歓会出席 竹田理事 消費者教育推進ガイドによる講 師派遣 建設業関係業務履修講座②開催 野田副会長 名古屋税理士会関係 4 団体新 年賀詞出席
19日(土)	竹田副会長 名古屋支部新年賀詞出席 長瀬副会長 東名支部新年賀詞出席
21日(月)	登録証交付式 職務上請求書ビデオ説明会開催

	川村常務理事 広告代理店との打合せ 経理部会開催 広報部会開催 川村常務理事 名古屋市空き家対策事業会 場調査 監察委員会開催 市川常務理事、西協理事 新規登録申請現 地調査 野田副会長 不動産協会・不動産保証協会 新年賀詞出席 竹田副会長、市川常務理事、森局長 シス テム管理会社来館対応
22日(火)	法人経営部会開催 仙石副会長 東海税理士会関連 3 団体新年 賀詞交歓会出席 野田副会長 宅建協会新年賀詞出席
23日(水)	運輸交通部会開催 外国人就労定着支援研修開催 市川常務理事 労務手続依頼社労士訪問 前田会長、森局長 県法務文書課、名古屋 市秘書課訪問 仙石副会長、小柳津常務理事 名古屋入管 局長訪問 壁面改修工事入札開催 市川常務理事、森局長 小林建築設計来館 対応
24日(木)	前田会長 日行連ADR推進本部会議出席 建設業関係業務履修講座②開催 事務局プロジェクト会議開催
25日(金)	古物営業法改正に伴う研修会開催 外国人就労定着支援研修開催
27日(日)	川村常務理事、水野・戸加里理事 自由業 団体第37回「生活お困りごと無料相談会」 開催
28日(月)	届出済行政書士管理委員会開催 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 市川常務理事、森局長 県法務文書課訪問 前田会長、長瀬副会長、早川常務理事 県 不動産業課との会議開催 市川常務理事、増田理事 江南市役所消費 生活センター訪問 市川常務理事、森局長 壁面工事業者打合 せ 竹田副会長 名南支部新年賀詞出席
29日(火)	会報3月号編集会議開催
30日(水)	前田会長 日行連法務業務部会議出席 外国人就労定着支援研修開催
31日(木)	小柳津常務理事 日行連申請取次管理委員 会中地協責任者会議出席 建設環境部会開催 岩井理事、水野理事 弁理士会東海支部開 設記念日・知的財産セミナー2019出席 竹田副会長 弁理士会新春交歓会出席 仙石副会長 中国駐名古屋総領事離職レセ プション出席



会 | 員 | の | 動 | 向

平成31年1月25日現在

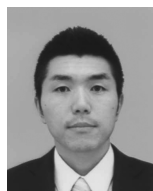
個人会員数 2,992人
法人会員数 39法人

新規登録入会者の紹介



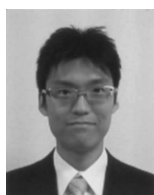
登録番号 第18192521号
会員番号 第6052号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 神戸 研人

事務所 神戸研人行政書士事務所
春日井市高蔵寺町6丁目7番地15
電話番号 0568-40-1943 所属支部 尾張



登録番号 第18192525号
会員番号 第6056号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 佐藤 陽介

事務所 佐藤陽介行政書士事務所
名古屋市中区松原一丁目15番9号(ナビシティ大須II1203号)
電話番号 052-887-4811 所属支部 中央



登録番号 第18192522号
会員番号 第6053号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 押谷 聡志

事務所 押谷行政書士事務所
名古屋市天白区島田三丁目701番地
電話番号 052-875-3646 所属支部 昭和



登録番号 第18192526号
会員番号 第6057号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 後藤 敏明

事務所 行政書士後藤事務所
一宮市八幡3丁目7番14号 エクセルハイム一宮406号
電話番号 0586-44-4801 所属支部 一宮



登録番号 第18192523号
会員番号 第6054号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 山田 秀基

事務所 山田秀基行政書士事務所
名古屋市中区丸の内一丁目5番39号 ライオンズマンション丸の内第6 406号
電話番号 052-908-0719 所属支部 中央



登録番号 第18192527号
会員番号 第6058号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 鈴木 伸治

事務所 行政書士鈴木伸治事務所
岡崎市藪田一丁目6番地10
電話番号 0564-23-9555 所属支部 岡崎



登録番号 第18192524号
会員番号 第6055号
入会年月日 平成30年12月1日
氏名 九鬼 義弘

事務所 行政書士九鬼義弘事務所
岡崎市六名東町1番地4
電話番号 0564-53-1421 所属支部 岡崎



登録番号 第19190053号
会員番号 第6059号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 岡田 晋太郎

事務所 行政書士岡田晋太郎事務所
知多郡武豊町字平井七丁目137番地
電話番号 0569-58-3392 所属支部 知多



登録番号 第19190054号
会員番号 第6060号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 井浪 竜馬

事務所 サポート行政書士法人 名古屋支店
名古屋市中村区名駅南1-24-30 三井ビル本館18F
電話番号 052-562-1353 所属支部 名古屋



登録番号 第19190059号
会員番号 第6065号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 田中 一輝

事務所 田中一輝行政書士事務所
名古屋市中区千代田二丁目25番11号(第3宮地マンション記念橋405号)
電話番号 052-755-9909 所属支部 中央



登録番号 第19190055号
会員番号 第6061号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 櫻井 達浩

事務所 リードブレーン行政書士法人 名古屋オフィス
名古屋市中区昭和区御器所三丁目10番5号 3階
電話番号 080-3627-7669 所属支部 昭和



登録番号 第19190060号
会員番号 第6066号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 原田 憲秀

事務所 パートナー行政書士事務所
みよし市黒笹いずみ三丁目1番地1
電話番号 050-3365-6203 所属支部 豊田



登録番号 第19190056号
会員番号 第6062号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 原 慶

事務所 原行政書士事務所
知多市朝倉町164番地 (メゾン朝倉205)
電話番号 0562-57-2096 所属支部 知多



登録番号 第19190061号
会員番号 第6067号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 加藤 建志

事務所 加藤建志行政書士事務所
名古屋市中区昭和区鶴舞三丁目8番9号
電話番号 052-732-7821 所属支部 昭和



登録番号 第19190057号
会員番号 第6063号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 堀内 俊博

事務所 行政書士小林和好事務所
岡崎市緑丘3丁目1番地17
電話番号 0564-52-6617 所属支部 岡崎



登録番号 第19190062号
会員番号 第6068号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 山田 裕子

事務所 エイタックス行政書士事務所
名古屋市中区丸の内三丁目6番4号 リバーパーク丸の内8A
電話番号 052-955-2890 所属支部 中央



登録番号 第19190058号
会員番号 第6064号
入会年月日 平成31年1月1日
氏名 陣内 一好

事務所 行政書士陣内事務所
愛知郡東郷町御岳一丁目15番地10
電話番号 0561-38-1730 所属支部 昭和

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	富田 隆介	名古屋市千種区松軒一丁目9番17号	464-0084	052-880-0451	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	河 貞鳳 河行政書士事務所	名古屋市千種区千種二丁目8番5号	464-0858	052-733-5934	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	岩田 章裕			052-265-6564	事務所電話番号
中央	山崎 真一郎 特定行政書士山崎事務所	名古屋市千種区内山2丁目15番地26号 明和ビル4階	464-0075	052-733-0505	単位会変更(岐阜会より)
中央	山田 秀基	名古屋市中区丸の内一丁目5番39号 ライオンズマンション丸の内第6 406号	460-0002		事務所所在地
西北	木戸 幸子 ひまわり木戸行政書士事務所	名古屋市北区大曽根1丁目12番12号の1	462-0825		事務所名称、 事務所所在地
西北	柴山 昌樹			050-6874-7829	事務所電話番号
名南	外園 薫	名古屋市熱田区二番一丁目11番5号 UMビル402号	456-0052	052-211-7721	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	横山 直和	名古屋市瑞穂区佐渡町5丁目3-1 ファルコン瑞穂211号	467-0016		事務所所在地
名南	土本 勇気	名古屋市瑞穂区春山町5番地19 八事ハイツ2A	467-0024		事務所所在地
尾張	共田 容脩	春日井市勝川町六丁目140番地 王子不動産勝川ビル2階	486-0945		事務所所在地
尾張	河津 真子	春日井市勝川町七丁目35 LIPRO勝川2階南	486-0945		事務所所在地
尾張	片岡 有加	春日井市勝川町六丁目140番地 王子不動産勝川ビル2階	486-0945	0568-27-7555	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	森山 りさ	春日井市勝川町六丁目140番地 王子不動産勝川ビル2階	486-0945	0568-27-7555	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	青木 茂隆	春日井市高森台6丁目10番地3	487-0032		事務所所在地
尾北	近藤 英			0568-97-3266	事務所電話番号
一宮	鵜飼 超	一宮市公園通4丁目44番地	491-0842		事務所所在地
一宮	入山 太郎 アスリート法務事務所(行政書士)				事務所名称
一宮	森 桜子	一宮市せんい一丁目3番1号	491-0873		事務所所在地
知多	岩川 彰久	知多郡武豊町字旭ヶ丘三丁目26番地 六貫山ハイツ105	470-2363		事務所所在地
岡崎	福田 哲也	岡崎市柱町字東荒子4番地96 アルボックス岡崎駅東604	444-0834		事務所所在地

退会者のお知らせ

平成31年1月25日現在

支部	氏 名	退会日
東三	中 瀬 雄 太	平成30年11月26日
中央	佐 藤 真 美	平成30年11月30日
東三	坂 口 眞 一	平成30年11月30日
東三	多部田 四 郎	平成30年12月25日
名古屋	梶 田 政 人	平成30年12月28日
東名	伊 藤 正 臣	平成30年12月28日
東三	山 田 幸 司	平成30年12月28日
知多	深 谷 義 彦	平成30年12月31日
岡崎	中 根 哲 郎	平成30年12月31日
名古屋	丹 羽 靖 和	平成31年1月11日

新規法人登録入会の紹介

法 人 番 号	第1302701号
会 員 番 号	第H53号
入 会 年 月 日	平成30年4月9日
法 人 の 名 称	行政書士法人NCP
主たる事務所の名称	行政書士法人NCP
従たる事務所の名称	行政書士法人NCP 名古屋事務所
従 たる 事 務 所	名古屋市中区錦一丁目6番5号 名古屋錦シティビル10階
従たる事務所電話番号	052-218-5803
所 属 支 部	名古屋



法人会員の変更案内

法 人 番 号	第1503401号
会 員 番 号	第H31号
法 人 の 名 称	かわもと行政書士法人
社 員 名 (脱 退)	田守 瞳
社 員 名 (加 入)	榊原 陽子
変 更 事 由	社員脱退・社員加入
所 属 支 部	名古屋



COSMOS通信 3月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局

TEL 052-908-3022

セミナー・相談会の開催報告

日 時	平成30年11月27日(火)
場 所	午後1時30分～3時30分 大垣共立銀行名古屋事務所(名駅) OKBハ ーモニープラザ名古屋
第 一 部	寸劇(劇団コスモス団員 内藤支部長 平 松副支部長 伊福広報部長 清水 良枝会 員 菅野 恵会員 西村 伸会員 佐野 佳見会員 菅原 勝行会員) 参加者24人
第 二 部	セミナー(講師 平松副支部長) 参加者24人
第 三 部	成年後見等無料相談会(相談員 劇団コス モス団員) 相談者2人

日 時	平成30年12月12日(水) 午後2時～4時
場 所	名古屋銀行ハートフルプラザ名駅
第 一 部	寸劇(劇団コスモス団員 内藤支部長 平 松副支部長 伊福広報部長 清水 良枝会 員 菅野 恵会員 西村 伸会員 佐野 佳見会員 菅原 勝行会員) 参加者21人
第 二 部	セミナー(講師 平松副支部長) 参加者21人
第 三 部	成年後見等無料相談会(相談員 劇団コス モス団員) 相談者4人

日 時	平成30年12月14日(金) 午前9時～午後4時
場 所	中京銀行島田支店
無料相談会	成年後見等無料相談会
相 談 員	伊福広報部長 内田 宗史会員
相 談 者	6人

日 時	平成30年12月18日(火) 午後1時～4時
場 所	北名古屋役所西庁舎
無料相談会	成年後見等無料相談会
相 談 員	小川 錠太郎会員 二村 洋一郎会員
相 談 者	1人

日 時	平成31年1月4日(金)
場 所	午後1時30分～3時30分 江南市役所西分庁舎
無料相談会	成年後見等無料相談会
相 談 員	佐枝 純一会員
相 談 者	0人

日 時	平成31年1月15日(火) 午後1時～4時
場 所	岩倉市役所市民相談室
無料相談会	成年後見等無料相談会
相 談 員	菅野 恵会員 菅原 勝行会員
相 談 者	0人

日 時	平成31年1月16日(木) 午前10時～11時
場 所	老人サロン「なごみ」(春日井市)
セミナー内容	テーマ「人生のエンディングを充実させる ために」
講 師	平松副支部長
相 談 者	7人

日 時	平成31年1月17日(木) 午前9時～午後3時
場 所	中京銀行当知支店
無料相談会	成年後見等無料相談会
相 談 員	大森 照和会員 深井 勝彦会員
相 談 者	1人

セミナー・相談会開催予定

日 時	平成31年3月14日(木) 午前9時～午後3時
場 所	中京銀行当知支店
無料相談会	成年後見等無料相談会

日 時	平成31年3月14日(木) 午後1時～3時
場 所	扶桑町老人憩いの家
無料相談会	成年後見等無料相談会

日 時	平成31年3月19日(火) 午後1時～4時
場 所	北名古屋市東庁舎
無料相談会	成年後見等無料相談会

日 時	平成31年4月14日(日) 午後2時～4時
場 所	高齢者就業支援センター5階大会議室(名 古屋市昭和区御器所)
内 容	備えて安心! 終活セミナー! ～あなたに寄 り添う後見人～ *名古屋後援* 第一部 寸劇(成年後見) 第二部 セミナー(成年後見) 第三部 パネルディスカッション (成年後見等)～無料相談会

日 時	平成31年4月21日(日) 午前11時～午後2時
場 所	特別養護老人ホーム高坂苑(名古屋市天白 区)
内 容	第一部 寸劇(成年後見) 第二部 セミナー(成年後見) 第三部 無料相談会

あとがき

今回が『平成』最後の号となります。5月号からは、新しい元号になるはずですが、何になるのか、今からとても楽しみです。

さて、3月といえば、移動の季節。人生の大きな節目を迎えた人々が、住み慣れた地を離れ、西へ東へ大移動を始めます。昨年の今頃も引越業者が掴まらず、移動の波に乗り遅れた引越難民なるものが、大勢いたとか。幸い、移動とは無縁の自営業。そんなこんなも、テレビの中の出来事です。世の中の動きに乗り遅れては大変と、最近、スマホで払う何ちゃらペイたるものを使い始めました。ついこの間まで、ガラケーだった当方としましては、自分で言うのも何ですが、ものすごい進歩です。

それにしても、光陰矢の如しとは、よくいったもので、『昭和』もそうでしたが、『平成』もあつと言う間に遠くなり、やがて「いい時代だった」と懐かしく振り返る日が来ることでしょう。

会報副委員長 鈴木 直美

《今月の表紙》 しょうじょう 猩々

能の演目にもある『猩々』。その風貌は、大きな体に着物姿、赤い顔に茶色い髪の毛。昔から鳴海・大高・有松・笠寺他の名古屋市南部の祭りに登場します。文献に最初に出てくるのは宝暦7年（1757年）の「尾陽村々祭礼集」で、次に現れるのが安永8年（1779年）の「鳴海祭礼図」です。猩々の発祥は旧鳴海村のお祭りに並んでいた“アタラシ”という猩々だと言われています。

普及には地元の酒造業が大きく関係していると言われており、「赤い顔をした陽気な酒の神様で、親孝行のシンボル」というイメージがあり、猩々の役目として、1つは祭礼の警護と先導役、もう1つは子供たちを追いかけて遊ばせる役目があります。猩々に作り物の赤い手で叩かれた子供は「夏病しない邪気がとれる」と言い伝えられています。

旧鳴海村を起点に北西方面（星崎・笠寺他）、南東方面（有松・大高・豊明他）、南方面（名和・富木島他）、東方面（平手・徳重他）にも伝わっていきました。猩々の数は何十体とあり、各方面の保存会や個人が所有しており、各地のお祭りに活躍しています。時代が変わっても途絶えることなく、次世代への文化伝承が行われることを心より望みます。

写真は「鳴海八幡宮例大祭」での『神様猩々（アタラシ）』です。

写真提供：猩々の会代表 平岩様

写真撮影：三澤 哲也氏

参考引用：名古屋市「緑区あれこれ」
猩々紹介関連HPより

会報293号 担当

広報部	担当副会長	仙石 秀久
	部長	川村 浩史
	次長	水野 悠
	部員	山本 篤
	部員	戸加里邦子
会報委員会	委員長	長峰 均
	副委員長	鈴木 直美
	〃	戸加里邦子
	本号担当委員	
	（表紙）	長峰 均
	（会員訪問記）	奥 智子

会報293号 平成31年3月1日発行

発行人 前田 望

編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068（代）

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 2019年度第69期定時総会

日時 2019年5月30日(木)

場所 キャッスルプラザ

愛知県行政書士政治連盟 2019年度定期大会

日時 2019年5月30日(木) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかかり事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争



行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体: 愛知県行政書士会(所管): 行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
 - 実施日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

役員推薦委員会開催の公告

愛知県行政書士会役員推薦規則第15条の規定に基づき、
第1回役員推薦委員会を平成31年4月3日(水)に開催することを公告します。

平成31年1月16日

愛知県行政書士会
役員推薦委員会

委員長 内 山 克 典